

住所
届出者
氏名

被災宅地危険度判定士資格要件申告書

山形県被災宅地危険度判定士認定制度要綱第2第3第二号に定める資格要件に、
下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件

裏面から該当する要件の記号を記入する。

年 月 日

山形県知事

殿

申告者氏名

(第2号様式裏面)

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面口に記入し、指定された証明書等を添付する。

<p>① 大学院等在学経験者：宅造告示第1号、都計告示38該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類…在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）</p>	
<p>② 大学卒業生：宅造令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）</p>	
<p>③ 3年課程の短期大学卒業生：宅造令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）</p>	
<p>④ 短期大学、高等専門学校卒業生：宅造令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）</p>	
<p>⑤ 高等学校卒業生：宅造令第22条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類…卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）</p>	
<p>⑥ 認定講習会修了者：宅造告示第4号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者及び十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者。 必要な添付書類…認定講習会修了証の写し 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式）</p>	
<p>指定の国家資格を有する者</p>	
<p>⑦ 技術士：宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者。 必要な添付書類…技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（第3号様式） （技術部門を建設部門とする場合は不要）</p>	
<p>⑧ 一級建築士：宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者。 必要な添付書類…不要</p>	

(注) この面で「宅造令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を表す。